

前橋市バスケットボール協会規約

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本協会は前橋市バスケットボール協会と称する
第2条 事務局を置き、事務所の所在地は事務局長宅とする

第2章 目的及び事業

- 第3条 本協会は前橋市におけるバスケットボールの健全なる発展普及を促進し技術の向上と強健な心身をつくることを目的とする。
第4条 本協会は前条の目的達成するために次の事業を行う。
1、各種大会の開催
2、研究会、講習会の開催
3、その他目的達成に必要な事業

第3章 組織

- 第5条 本協会は毎年登録料を納入したチームを持って組織するほか大会の目的に賛同するものを持って組織する

第4章 会計

- 第6条 協会の経費は次に掲げるもので運営する
1、チームの登録料、参加料
2、事業収入
3、その他
第7条 本協会は会計年度4月1日に始まり翌年3月31日終わる。

第5章 役員

- 第8条 本協会に次の役員を置く
会長1名
副会長若干名
理事長1名
副理事長若干名
常任理事若干名
理事若干名

監事 2 名

- 第 9 条 本協会に顧問、参与を置くことができる
- 第 10 条 本協会に専門部を置くことができる
- 第 11 条 会長、副会長は常任理事会において選出する
会長は本協会を代表し、会務を総理する
副会長は会長を補佐し会長不在の時は会長の職務を代行する
- 第 12 条 理事は登録チームより選出されたもののほか、会長より指名されたものを置くことができ、事業の運営にあたる
理事長、副理事長は常任理事の互選により選出し本協会の運営にあたる。
副理事長は理事長を補佐し理事長不在の時は理事長の職務を代行する。
常任理事は理事の互選により選出したもののほか会長より指名されたものを置くことができる
監事は常任理事会において選出し会計を監査する
- 第 13 条 役員の任期は 2 年間とする。ただし再任することができる。任期途中で欠員が出た場合補欠役員を選出することができる。その任期は前任の残任期間とする

第 6 章 会議

- 第 14 条 会長は必要に応じ定期総会、臨時総会を招集し、理事長は常任理事会、理事会、を招集する。
- 第 15 条 常任理事会は出席した会長、副会長、常任理事により成立する
- 第 16 条 理事会は総会前に開催し理事の過半数（委任状を含む）をもって成立する
- 第 17 条 総会は常任理事会、理事会の審議を報告する
- 第 18 条 常任理事会は、出席者の過半数の同意を得て決定する。可否同数の時は議長がこれを決める
- 第 19 条 議長については、総会は会長、常任理事会、理事会は理事長が務める

附則

- 第 20 条 本規約の変更は常任理事会の決議を要する
- 第 21 条 本規約は昭和 62 年 5 月 15 日より施行する（一部改正）
- 第 22 条 本規約は平成 15 年 5 月 17 日より施行する（一部改正）
- 第 23 条 本規約は平成 26 年 5 月 10 日より施行する（一部改正）